

## 県内市町村等公営企業の令和2年度決算に基づく資金不足比率（修正）

令和4年12月20日  
沖縄県企画部市町村課

### ○ 資金不足比率の公表値の修正

県内市町村等公営企業の令和2年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により、確報値を令和3年11月30日に公表しました。

今回、伊平屋村が資金不足比率についての算定誤りを修正し、県に対して修正報告を行ったことから、県の公表値の修正を行うものです。

| 団体名  | 特別会計の名称    | 事業区分 | 資金不足比率（％） |      |
|------|------------|------|-----------|------|
|      |            |      | 修正前       | 修正後  |
| 伊平屋村 | 船舶運航事業特別会計 | 交通   | —         | 10.3 |